

社会福祉法人都市社会福祉協議会 令和3年度第5回理事会 議事録

招集通知年月日	令和4年2月2日(水)
開催日時	令和4年3月9日(水) 13時25分～14時55分
開催場所	都市総合社会福祉センター2階研修室
出席した役員	理事7名(理事定数6名以上12名以内) 有川俊一郎、米吉春美、宮城博範、林典生、堀江幸治、島津久友、杉元智子 監事3名(監事定数2名以上3名以内) 高野眞、柿木一範、坊野国治
欠席した役員	理事5名 黒木千晶、柿木原康雄、石田操、平井泉、木脇義紹
説明のため出席した職員	事務局10名 大田勝信、田村真一郎、児玉誠、櫻田賢治、森山慎悟、高橋美佐子、又木勝人、黒原清美、栗山将平、永田晃作
招集者出席の有無	会長 島津久友 出席
議事録作成職務者	永田晃作
議事の結果	

定刻前に出席予定の理事、監事が全員揃ったことから、事務局田村真一郎が当日差替え資料について説明し、事務局栗山将平が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、林典生理事を議長に選任し、議長は、島津久友理事、高野眞監事、柿木一範監事、坊野国治監事を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

報告第5号	職務執行状況報告について	承認
議案第16号	令和3年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第4号)について	可決
議案第17号	諸規程の制定及び改正について <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人都市社会福祉協議会人事考課制度規程の制定について(別紙1) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会就業規則の一部を改正する規則の制定について(別紙2) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会育児・介護休業規程の一部を改正する規程の制定について(別紙3) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会給与規程の一部を改正する規程の制定について(別紙4) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会経理規程の一部を改正する規程の制定について(別紙5) ・都市社会福祉協議会志和池福祉センター指定通所介護事業所運営規程の一部を改正する規程の制定について(別紙6) ・都市社会福祉協議会山之口指定通所介護事業所運営規程の一部を改正する規程の制定について(別紙7) ・都市社会福祉協議会山田指定通所介護事業所運営規程の一部を改正する規程の制定について(別紙8) ・都市社会福祉協議会志和池福祉センター指定通所介護事業所介護予防・日常生活総合事業第1号通所事業(元気アップデイ 	可決

	<p>サービス) 運営規程の一部を改正する規程の制定について (別紙9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都城市社会福祉協議会山之口指定通所介護事業所介護予防・日常生活総合事業第1号通所事業 (元気アップデイサービス) 運営規程の一部を改正する規程の制定について (別紙10) ・社会福祉法人都城市社会福祉協議会山田通所介護事業所介護予防・日常生活総合事業第1号通所事業 (元気アップデイサービス) 運営規程の一部を改正する規程の制定について (別紙11) ・都城市社会福祉協議会志和池福祉センター指定通所介護事業所介護予防・日常生活総合事業通所型サービス (総合事業通所介護) 運営規程の一部を改正する規程の制定について (別紙12) ・都城市社会福祉協議会山之口指定通所介護事業所介護予防・日常生活総合事業通所型サービス (総合事業通所介護) 運営規程の一部を改正する規程の制定について (別紙13) ・都城市社会福祉協議会山田指定通所介護事業所介護予防・日常生活総合事業通所型サービス (総合事業通所介護) 運営規程の一部を改正する規程の制定について (別紙14) 	
議案第18号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会業務に係る契約締結について (別紙1~5)	可決
議案第19号	令和4年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画 (案) について	可決
議案第20号	令和4年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算 (案) について	可決
議案第21号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和3年度第2回評議員会の開催について (別紙)	可決

終 了 時 刻 14時55分

議 事 の 経 過

林典生議長「それではさっそく議事に入らせていただきます。まず、報告第5号職務執行状況報告について、事務局より説明をお願いいたします。」

島津久友会長「それでは報告第5号職務執行状況報告についてでございます。こちらは社会福祉法第45条の16第3項及び社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款第21条第5項の規定によりまして、定期的に会長の職務執行状況、また常務理事 (業務執行理事) の職務執行状況報告を行うものでございます。まず会長の職務執行状況について報告させていただきます。差替え資料4ページをご覧ください。報告する期間につきましては前回の理事会以降、令和3年12月10日から昨日、令和4年3月8日までの期間でございます。」 (以下、資料に基づいて説明)

杉元智子常務理事「引き続き、業務執行理事としまして私の方からご報告を申し上げます。議案書5ページ、6ページをご覧ください。報告の期間については会長と同じになります。」 (以下、資料に基づいて説明)

議長「ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ここで質疑を受けたいと思います。何かご質問がある方はいらっしゃいますか。」

議長「よろしいでしょうか。ご質問がなければ報告第5号についてはご了承をいただけたものいたします。」

議長「続きまして、議案第16号令和3年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第4号）について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局田村真一郎「総務課長の田村です。どうぞよろしくをお願いいたします。議案書7ページをご覧ください。令和3年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第4号）について、定款細則第15条第1項第1号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。ただいまの議案第16号について、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第16号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいております。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第16号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第17号諸規程の制定及び改正について、事務局より説明をお願いします。」

事務局田村真一郎「議案書13ページをご覧ください。議案第17号諸規程の制定及び改正について、社会福祉法人都市社会福祉協議会定款細則第15条第1項第10号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。まず、社会福祉法人都市社会福祉協議会人事考課制度規程の制定につきまして、差替え資料15ページをご覧ください。」（以下、資料に基づいて説明）

事務局高橋美佐子「在宅福祉課長の高橋です。どうぞよろしくをお願いいたします。議案書25ページをご覧ください。社会福祉法人都市社会福祉協議会志和池福祉センター指定通所介護事業所運営規程の一部を改正する規程の制定になります。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ご説明ありがとうございます。ただいまの議案第17号、諸規程の制定及び改正について、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

柿木一範監事「議案書25ページから関連になります。年末の営業日以外の入浴サービスは自己負担で行うとありますが、保険外サービスの自己負担ということで利用者の自己負担額はどの程度増えるのでしょうか。」

事務局高橋美佐子「介護保険内で1回500円の設定があります。それと同様の金額で1回500円の自己負担金をいただいております。」

議長「ただいまの回答でよろしいでしょうか。」

柿木一範監事「はい。ありがとうございました。」

議長「その他にご質問はないでしょうか。」

坊野国治監事「議案書23ページの会計帳簿関係でご質問をさせていただきます。会計帳簿第13条に5項を追加するという事で、仕訳日記帳及び総勘定元帳は電磁的記録をもって作成するとあり、CD等になるかと思いますが、そうした場合に会計監査の時は総勘定元帳の紙媒体への印刷をされる予定でしょうか、それとも電磁的記録をパソコンで見ながらの会計監査になるのでしょうか。確認をさせていただきます。」

事務局田村真一郎「会計監査時の対応について、印刷物の準備を考えております。長期的な保管というものについては、年々どの事業も増えてきている現状がありますので、この帳簿関係については、規程に基づいて保存期間を十分考慮したうえで処理を進めていきたいと考えております。よって、監査時につきましては帳簿等の印刷物を用意する予定としております。」

議長「ただいまの回答でよろしいでしょうか。」

坊野国治監事「はい。ありがとうございました。」

議長「その他にご質問はないでしょうか。」

堀江幸治理事「質問が2点あります。まず1点目ですが、人事考課制度規程を新たに作られたということですが、制度を作る以前から当然、昇給、昇格、役職の任用が行われてきたと思

われますが、作る前と作った後の変化についてお聞きします。2点目は育児・介護休業規程の一部改正の部分、議案書21ページになりますが、育児休業の対象者だけが入社1年以上であることの文言が削除されていますが、介護休業の対象者も同様に削除すべきではないかと思えます。いかがでしょうか。」

事務局大田勝信「事務局長の大田です。まず1点目の人事考課制度規程について回答いたします。人事考課制度がなかった以前は、昇給、昇格等は上司による評価と経験年数、職員の実績等に応じて最終的には会長に決裁を頂く前に常務理事及び事務局長等で候補者を絞って、伺いを立てて決定しており、その裏付けとなる根拠がない状況でした。よって、今回このような規程を制定してきちんとした裏付けに基づいた組織体制にしたいと制度化させていただきました。2点目については堀江理事のご指摘のとおりで介護休業の対象者も同様に削除の訂正をさせていただきます。」

堀江幸治理事「それでは育児・介護休業規程第6条第2項第1号の入社1年目も削除ということですね。」

事務局大田勝信「はい。」

堀江幸治理事「あと、1点目の質問をもう少し掘り下げた質問になりますが、人事考課制度規程の第16条にS評価からD評価まで評価段階がありますが、昇給、昇格との関連性みたいなものは、何か職員に対してのモチベーションを含めた展開を考えていますか。」

事務局大田勝信「まさにご指摘のとおりで、最初に議案書に綴っていた部分は第16条の考課段階は点数で表示していましたが、つい先日、制度導入前の試行的な評価を今年度の業績に基づいて行い、職員ごとに点数が出てきました。さらに、所属部署ごとに考課者によって甘い辛い差がありました。それらを点数化すると、非常に偏りがあるだろうということで、ここは平均点評価にすることを基本に、全体の点数の平均点の中間地点を真ん中にして、分布を見たらうでS評価なのかA評価なのかについて考課会議を通じて合議制でしようと思っております。併せて等級ごとにSからD評価にしまして、その等級の中でも段階が出てくることを想定しております。したがって、昇給、昇格をする時には評価の段階を参考にしながら最終的には考課会議で合議的に決めていくような考えでおります。ただし、早急に処遇に反映させるというのは好ましくないと思いますので、来年度はまずこの制度に取り組んでみる、そして、評価が馴染んできた時にさらに次の段階では賞与からやってみる、馴染んできたら全体の処遇全体というようなところで段階的に実施していきたいと考えております。」

堀江幸治理事「ありがとうございました。よくわかりました。ただ、社会福祉協議会という公共的な部分の業務を範疇にしている以上、あまり成果主義を打ち出してしまうと少し馴染まないとも思いますので、総合的なポイントというのを重視していただければと思っております。」

議長「他に皆様からご質問はないでしょうか。私からも発言してもよろしいですか。先程の人事考課制度に関連して、私が所属する南九州大学でも人事考課制度の導入を検討しておりますが、人を育てる制度であるべきとの議論になっておりまして、今後いろいろと検討していただければと思っております。」

議長「その他にご質問はないでしょうか。」

議長「質問がないようですので、採決を行います。議案第17号諸規程の制定及び改正については、堀江理事のご意見をもとに、育児・介護休業規程第6条第2項第1号の入社1年目の文言も削除、修正したうでご承認をいただくという形で扱わせていただければよろしいでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第17号は一部修正を行うことで可決されました。」

議長「続きまして、議案第18号社会福祉法人都市社会福祉協議会業務に係る契約締結に

ついて、事務局より説明をお願いします。」

事務局田村真一郎「議案書35ページをご覧ください。議案第18号社会福祉法人都市社会福祉協議会業務に係る契約締結として、標記の事業者と本契約を締結することについて、定款細則第15条第1項第11号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。5件の案件につきまして、36ページから40ページになります。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいま説明がありました議案第18号につきまして、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第18号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいております。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第18号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第19号令和4年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業計画(案)について、議案第20号令和4年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算(案)について、両議案は関連がございますので一括して説明をお願いします。」

事務局大田勝信「それでは、議案書41ページをご覧ください。議案第19号令和4年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業計画(案)について、並びに議案第20号令和4年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算(案)について、それぞれ定款細則第15条第1項第1号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。説明資料としまして、令和4年度事業計画書は差替えでお渡ししました分をお手元にお開きください。差替え資料10ページからご説明します。」（以下、資料に基づいて説明）

事務局大田勝信「続きまして、令和4年度予算の説明を行います。説明資料として、別紙令和4年度当初予算拠点・サービス区分別財源内訳表をご覧ください。先程申し上げました令和4年度事業計画(案)に添って予算を立てております。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいま議案第19号、20号について一括して説明がありましたが、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

高野眞監事「丁寧にご説明いただきました。新しい事業もかなりありまして、ボリュームのある事業が展開されることを期待しております。2点ほどお聞きしたいと思いますが、事業計画書16ページに医療的ケア児に関する新しい取り組みが提起されていますね。昨年、医療的ケア児の総合支援事業という法律が新しく出来まして、特に重度の障がいがある子どもたちを養護している親自身も働き方改革や、あるいは男女共同参画ということで、労働機会も非常に増えておりまして、その子どもをどうするか、特に保育園に通えない状態の子どもにとって、病児・病弱児あるいはそういう重度心身障がい児の居場所がない状況があります。私の回りにも何人かそういった方がおりますが、そういう状況の子どもたちがどういう風に居場所を作って、どういう風に集団に関わって、集団の力を借りながら自分が成長していくか、という非常に大切な対応だと思っております。そこで、1つ目のお尋ねになります。都城市の医療的ケア児に関する事業所がいくつかあって、私もリタイアしてから存じあげていないのですが、どのくらいあるのか。医療的ケアを必要とする子どもたちの事業所というか、例えばNPO法人なのか社会福祉法人なのか、いくつかあるかと思いますが、医療的ケア児と総合支援事業にあたるような形で配慮している事業所がいくつかあるのかをお尋ねしたいと思います。それに併せて、社会福祉協議会としては養成研修受講者、そこに携わるスタッフの方々もいらっしゃるでしょうし、そういう人たちを含めて養成研修という形でネットワークを構築したいという、来年度の目標についてお尋ねしたいと思います。」

事務局森山慎悟「生活支援課長の森山です。まず医療的ケア児について、おおよそ県が把握しているのが80名程度と聞いております。都城市がそのうち40数名ほどではないかと市の担当者とお話をしているところです。ご指摘のとおり、なかなか支えとなるサービス、資源が少ない、

その中で民間の資源を含めてネットワークの中で開発、または作っていきこうというのがこの取り組みの主旨になると思います。都城市内の医療的ケアサービスについて、サービスの実態としては訪問看護サービスが今のところ中心かと思います。訪問看護においては新しい事業所を順次立ち上げて、1名から2名程度ショートステイの受け入れという個別の対応がなされておりますが、短期の入所や日中のお預かりについては課題になっております。宮崎市では、H A L E（ハレ）たちばなさんが先日新聞報道等にも出ておりましたが、2月に新たに事業所を開設をしたということで、まだまだ県内でも取り組みが始まったという段階ですので、ネットワークを通じて足りない資源、これからの都城市での支援について議論を尽くしていければと思います。それから宮崎県の養成講座受講者数については15名だったかと思います。そういった方々との定期的な協議を繰り返しながら、最終的に市担当課としては、医療的ケア児の支援について、コーディネータを1名しっかりと配置して、コーディネータを軸に展開を図っていききたいという考えのようです。翌年度からの配置は時期尚早ではありますが、翌々年度からはしっかりとした配置のもとでネットワークの構築を図っていければと思っております。

高野眞監事「ありがとうございます。非常に状況がよくわかってきました。実は私、宮崎市福祉部のお手伝いをしておりまして、障害福祉課の社会福祉施設等の整備に関する審査会のメンバーでもあります。そこで、医療的ケア児の居場所や宮崎市の取り組みについて、最近よく話題にあがります。都城市にある社会福祉法人が宮崎市のある地区で新たに立ち上げるということについての審査が先日ありまして、宮崎市は行政と連携しながら非常にこの事業に関しては力を入れている状態があります。ぜひ、都城市でも人工呼吸器管を入れて生活している子どもたちが結構いらっしゃるし、お父さんお母さんたちもお育てになっておりますので、きちんとサポートしていく体制が必要だと思います。もう1点だけついでによろしいですか。昨年、相談支援に関するワンストップ相談窓口型の検証ということで、多世代型相談機能の試行的な取り組みをするという事業計画がありました。それがどういったものになったのかよくわかりませんが、それが例えば重層的支援体制整備事業の中に入ってきたのか、あるいはワンストップ型の相談窓口のことについて、その時点でおしまいになっていたのか、継続しているのかお尋ねしたいと思います。」

事務局森山慎悟「多世代型、非常に複合的かつ複雑な課題を抱えた世帯の支援について、重層的支援体制整備事業に発展的に展開していきたいという意味で計画にあげました。非常に1つ1つの課題を掘り起こすと、借金等による経済的課題、それだけに留まらず虐待問題であるとか、不適切な養育の課題を抱えているなど、1つの世帯に単純に1つの支援ということではなく、重層的な展開の中で受け止めて支えていくという視点が必要です。そういう意味での事務局大田の先程の説明のとおりで考えております。」

議長「ただいまの回答でよろしいでしょうか。」

高野眞監事「はい。ありがとうございました。」

議長「その他にご質問はないでしょうか。」

宮城博範理事「新しい取り組みとして重層的支援会議の開催とありましたが、もう少しこの事業に関する構想を聞かせていただきたいです。例えばどういったメンバー構成で、どの程度の規模で行うのかなどお尋ねします。」

事務局森山慎悟「現状が重層的移行体制事業で3月末までの動きになりますが、多機関協働センターで受け止めて支えていくという所で、重層的会議が明確に位置付けられております。ただ重層的会議というのはご本人の支援に向かって、ご本人がそれを希望して契約を交わしてはじめて支援という流れになりますので、件数としては本年度実績値が5件に満たないぐらいの推移ですが、実際に様々な多機関からお寄せいただく事例、例えば地域の地域包括支援センターや行政機関から困難な事例ということで投げかけをいただき、100件前後を受け止めさせていただいております。重層的支援会議については、本人が契約をして支援を受け入れますという申し出がなくても支えていける仕組みとして、個人情報のある程度取り除いて、厚生労働省もそういう形で情報の共有を関係機関と密にして、重層的支援会議の中で関係機関と共に支援に向

かってくださいというものです。4月以降は本人の申し出がなくても関係機関と一緒にその方の支援について会議を催していくことが位置づけられていますので、4月以降はそのような形で取り組んでいきたいと考えております。」

議長「ただいまの回答でよろしいでしょうか。」

宮城博範理事「もう少しよろしいですか。1つ1つのケースについて、社会福祉協議会が中心になっていろいろな機関に集まっただき、話し合いをするということでしょうか。」

事務局森山慎悟「多機関協働の包括的支援体制の包括化推進員という立場の職員を現状2名配置しております、その職員が軸となって各関係機関を回りながらいろんな事例を受け止めさせていただいて、複雑な課題が絡んだ各事例をいろんな関係機関に投げかけして音頭を取って会議を催していくという体制をイメージしております。ただ実際に都城市には多様な専門機関がありますので、都城市の取り組み方はどのような形が良いのかについて、自治体における工夫をしてくださいという降ろされ方になっておりますので、都城市の包括化推進会議を毎年開催させていただいておりますが、それを繰り返しながら都城市らしい実態に合った会議の持ち方を4月以降も工夫していきたいと思っております。」

議長「ただいまの回答でよろしいでしょうか。」

宮城博範理事「はい。ありがとうございます。」

議長「その他にご質問はないでしょうか。私からも発言してもよろしいでしょうか。先程高野監事にご発言された医療的ケア児のことについてです。私は自立支援協議会就労支援部会のメンバーに入っておりますが、重症心身障がい児（者）部会から地域の受け入れについての課題について提起されておりますので、関係者と協議の中で整備していくことや、宮城理事がおっしゃったパーソナルなところも含めて、多国籍の方やLGBTの方々など、様々な事案を含めた対応が出てくるかと思えます。僕自身の意見というかお願いになりますが、そういった方々を皆さんで取り組んでいただければと思います。」

議長「それでは、他にご質問はないでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第19号ならびに20号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいておりますのでよろしいでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第19号、20号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第21号社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和3年度第2回評議員会の開催について、説明をお願いします。」

事務局田村真一郎「議案書43ページをご覧ください。議案第21号令和3年度第2回評議員会の開催について、定款第14条第1項及び定款細則第5条第1項の規定に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいま説明がありましたけれども、何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第21号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいておりますのでよろしいでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第21号は原案のとおり可決されました。」

議長「以上をもって議案の方はすべて終了しましたが、ご出席の皆様から何かありませんでしょうか。」

議長「私から1点だけよろしいでしょうか。資料の差替え資料で文面付け加え箇所はわかりやすかったですが、削除箇所がわかりにくい点がありましたので、次回以降改善をお願いいたします。」

議長「その他、皆様からないでしょうか。」

議長「ないようですので、これで協議については終了とし、私議長の役目は解任させていただきます。」

だきます。ありがとうございました。」

事務局栗山将平「それでは以上をもちまして令和3年度第5回理事会を閉会いたします。皆様ご協力をありがとうございました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

令和4年 月 日

会長 _____ 印

監事 _____ 印

監事 _____ 印

監事 _____ 印